

2016年8月12日 全15頁

# 法律・制度 Monthly Review 2016.7

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、国民年金の納付猶予制度の対象者が拡大されたこと(1日)、国際会計基準(IFRS)に基づく四半期連結財務諸表の開示例の改訂版が公表されたこと(8日)、民法(相続関係)等の改正の中間試案が公表されたこと(12日)、日本証券業協会がアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン案を公表したこと(21日)などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○7月の法律・制度レポート一覧	2
○7月の法律・制度に関する主な出来事	2
○8月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
移転価格税制に関する文書化制度の改正	6
○レポート要約集	13
○7月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○7月のウェブ掲載コンテンツ	15

## ◇7月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
6日	移転価格税制に関する文書化制度の改正 ～提供情報の各国間共有により、 新興国から課税されるリスクが増大～	金本 悠希	税制	17
7日	フェア・ディスクロージャー・ルール	横山 淳	金融商品 取引法	14
11日	法律・制度 Monthly Review 2016.6 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	12
15日	新たな株式報酬(譲渡制限付株式)の導入等 ～業績連動報酬の連動対象指標に ROE・ROA等が含まれることの明確化も～	金本 悠希	税制	11
27日	相続法(民法)改正－中間試案の骨子	堀内 勇世	その他法律	11

## ◇7月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、従来の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。</li> <li>◇日本公認会計士協会(JICPA)、平成28年度版「監査提言集」を公表。</li> <li>◇「中小企業等経営強化法」が施行。経営力向上計画の認定を受けた事業者について、機械及び装置の固定資産税の軽減(資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減)や金融支援等(低利融資、債務保証等)の特例措置を設ける。</li> <li>◇最高裁判所、二段階TOB(公開買付け後、全部取得条項付種類株式の全部取得(強制買付け)により行うもの)の場合の強制買付けに係る株式の取得価格について判断を示す。</li> </ul>
3日	◇欧州連合(EU)で市場阻害行為レギュレーション(市場濫用規制)が施行。新しいEU横断的なインサイダー取引規制、相場規制、適時開示義務、フェア・ディスクロージャー・ルールを定める。
5日	◇米国公認会計士協会(AICPA)、監査基準書案「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」を公表(コメント期限は9月5日まで)。
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国税庁、「平成28年度税制改正によるマイナンバー(個人番号)記載対象書類の見直しについて」を更新。マイナンバーの記載を不要とする改正法の施行前においても、記載を要しない書類については、記載なしに收受することとしている。</li> <li>◇国税庁、電子帳簿保存法に関する改正取扱通達及び様式を公表。平成28年度税制改正でスキャナ保存方式が拡充されたことに伴う改正。</li> <li>◇AICPA、公開草案「会計及びレビュー業務基準書No.21 セクション90『財務諸表のレビュー』に対する改訂」を公表(コメント期限は9月2日まで)。</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「金融商品取引所等に関する内閣府令」の一部改正府令が公布・施行。金融商品取引所等における市場デリバティブ取引に係る取引証拠金の管理方法に関する改正。</li> <li>◇「中小企業等協同組合法施行令」の一部改正政令案が公表(意見提出期限は8月5日まで)。貸付制限の対象とならない貸付先に国及び預金保険機構を追加する内容。</li> </ul>

8日	<p>◇金融庁、「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」（平成28年3月末時点）を公表。口座総数はNISAが1,012万809口座（買付額総額約7兆7,555億円）、ジュニアNISAは78,168口座。</p> <p>◇国税庁、所得税基本通達の一部改正通達（7月5日付）を公表。特定譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）について、譲渡制限解除日に所得に算入する等、新株予約権の取扱いに準じた取扱いを定める等の改正。</p> <p>◇国税庁、租税特別措置法（所得税関係）の一部改正通達（7月5日付）を公表（平成28年度改正対応）。</p> <p>◇金融庁、国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例の改訂版を公表。平成28年3月期までのIFRSの改正を反映し、IFRS任意適用企業の実際の開示を参考とした開示例を掲載。</p>
11日	<p>◇国税庁、法人税基本通達等の一部改正通達（6月28日付）を公表。役員給与の損金不算入、特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供等について定める。</p> <p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、最終規則文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」（簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱いを含む）を公表。</p>
12日	<p>◇「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」が公表され、意見募集が開始（9月30日まで）。</p>
13日	<p>◇東証、「ToSTNeT システムのリプレース時における業務規程等の一部改正」を公表（施行は2017年1月30日から）。施行日に予定されるリプレースに合わせ、バスケット取引の構成銘柄の範囲を拡大する等の内容。</p> <p>◇IFRS 財団モニタリング・ボード、議長に金融庁金融国際審議官の水見野氏を選出したことを公表。</p> <p>◇バーゼル委、「バーゼルⅢの安定調達比率へのよくある質問（FAQ）」を公表。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）、開示要求事項の見直しに関する規則改正案を公表。</p> <p>◇SEC、証券業者に対する顧客注文の取扱い（取引執行先の選択）に関する開示等を強化する規則改正案を公表。</p> <p>◇SEC、証券派生スワップ取引の報告に関する規則（Regulation SBSR）の承認を公表。</p> <p>◇英国財務報告評議会（FRC）、ソルベンシーⅡに係る報告書の外部監査に対応した監査基準案を公表（コメント期限は10月3日まで）。</p> <p>◇公正取引委員会、独占禁止法に関する「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に対する意見募集を開始（8月31日まで）。</p>
14日	<p>◇国際会計士倫理基準審議会（IESBA）、倫理規程の新基準「違法行為への対応」を公表。適用は2017年7月15日から（早期適用可）。</p> <p>◇FRC、英国の監査状況に関する報告書「監査の発展2015/16年版」を公表。</p>
15日	<p>◇金融庁、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」の第1回会合を開催。座長は関哲夫・みずほFG取締役、メンバーに引頭麻実・大和総研専務理事。大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人を念頭に、監査法人に対するガバナンス・コードの策定を検討する予定としている。</p> <p>◇国税庁、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について（事務運営指針）」（6月14日付）を公表（実施は7月1日から）。コーポレートガバナンスの確認表や評価ポイント等について開示している。</p>
19日	<p>◇大阪取引所、新デリバティブ売買システム（新J-GATE）の本番稼働を開始。</p> <p>◇金融安定理事会（FSB）、報告書「主要な金利指標の改革」を公表。</p> <p>◇保険監督者国際機構（IAIS）、「国際資本基準」（ICS）の第二次市中協議を開始（コメント期限は10月19日まで）。</p>

20日	<p>◇東証、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析を公表（2016年3月決算会社まで）。IFRS適用済会社85社、適用決定会社30社、適用予定会社26社、適用検討会社233社。</p> <p>◇英国金融行為規制機構（FCA）、RegTechに関する意見募集結果を公表。</p>
21日	<p>◇日本証券業協会（日証協）、「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン（案）」を公表し意見募集（8月20日まで）。</p> <p>◇FCA、ダークプールに関する報告書を公表。</p> <p>◇法務省、株式会社・投資法人・特定目的会社の登記申請において、一部の場合に「株主リスト」の添付が必要となる旨を公表。</p>
25日	<p>◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改訂府令が公布。中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金の分別管理に際し、経過措置として信託の設定に類する方法（カストディアン等）による管理を許容する内容。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、改正修正国際基準「国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」（JMIS）を公表。公表日以後開始する連結会計年度から適用。</p> <p>◇JICPAの会長に関根愛子氏が就任。</p> <p>◇JICPA、監査・保証実務委員会研究報告第29号「専門業務実務指針4400『合意された手続業務に関する実務指針』に係るQ&amp;A」を公表。</p> <p>◇IFRS財団、世界の上場企業におけるIFRSの使用に関する分析結果を公表。</p>
26日	<p>◇日証協、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&amp;A）」を改訂。インサイダー取引規制に関するQ&amp;Aを追加。</p> <p>◇国税庁、租税特別措置法通達（株式等の譲渡所得等関係）に関する趣旨説明を公表。</p> <p>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、会計基準改訂案「法人所得税に関する開示規定の改訂」を公表（コメント期限は9月30日まで）。</p>
27日	<p>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を一部改正。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の一部改正に伴い、取引時確認等について定める内容。</p> <p>◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、コンサルテーション・ペーパー「公的部門特有の金融商品」を公表（コメント期限は12月31日まで）。</p> <p>◇FRC、「監査事務所ガバナンスコード2016年改訂版」を公表。</p>
28日	<p>◇金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」の第1回会合を開催。座長は岩原紳作・早稲田大学大学院法務研究科教授。</p> <p>◇財務省、「平成28年度税制改正の解説」を公表。</p> <p>◇JICPA、業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」を公表。</p>
29日	<p>◇JICPA、「平成29年度 税制の在り方に関する提言」及び「平成29年度 税制改正意見・要望書」を公表。IFRS導入企業の税負担、外国子会社合算税制の見直し等に言及。</p> <p>◇国税庁、「共通報告基準（GRS）に基づく自動的情報交換について」を公表。</p> <p>◇欧州銀行監督機構（EBA）、2016年の欧州規模のストレステストの結果を公表。EU及びEEA（欧州経済領域）の計15カ国、51行に対するテスト。</p> <p>◇日本取引所グループ・大阪取引所及び日証協、「デリバティブ投資家層の裾野拡大に向けた勉強会報告書～個人投資家の拡大に向けて～」を公表。</p>



## ◇8月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	9月1日	◇非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制について、段階的実施が開始。変動証拠金は2017年3月1日、当初証拠金は2020年9月1日にかけてそれぞれ段階的に実施される。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。(注) ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続(いわゆる日本版クラスアクション)制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦(主夫)・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携を開始(予定)。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始(予定)。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の60%→55%)。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。(注) ◇年金生活者支援給付金の支給開始。(注)
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。(注)
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の55%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。(注)
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。(注) ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。
2019年 (H31)	10月?	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ(予定)。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入(予定)。

※原則として、7月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。(注)の記載事項は、消費税率の引上げ時期の延期に伴い、施行時期や内容が見直される可能性がある点に留意。

## ◇今月のトピック

## 移転価格税制に関する文書化制度の改正

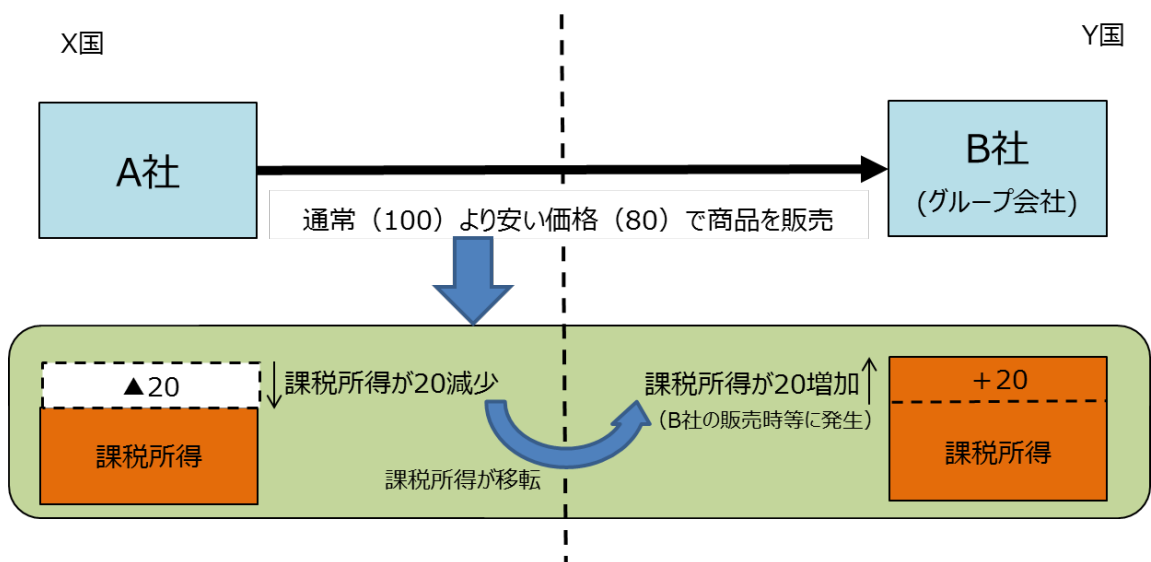
～提供情報の各国間共有により、新興国から課税されるリスクが増大～

2016年7月6日 金本 悠希

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160706\\_011046.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160706_011046.html)

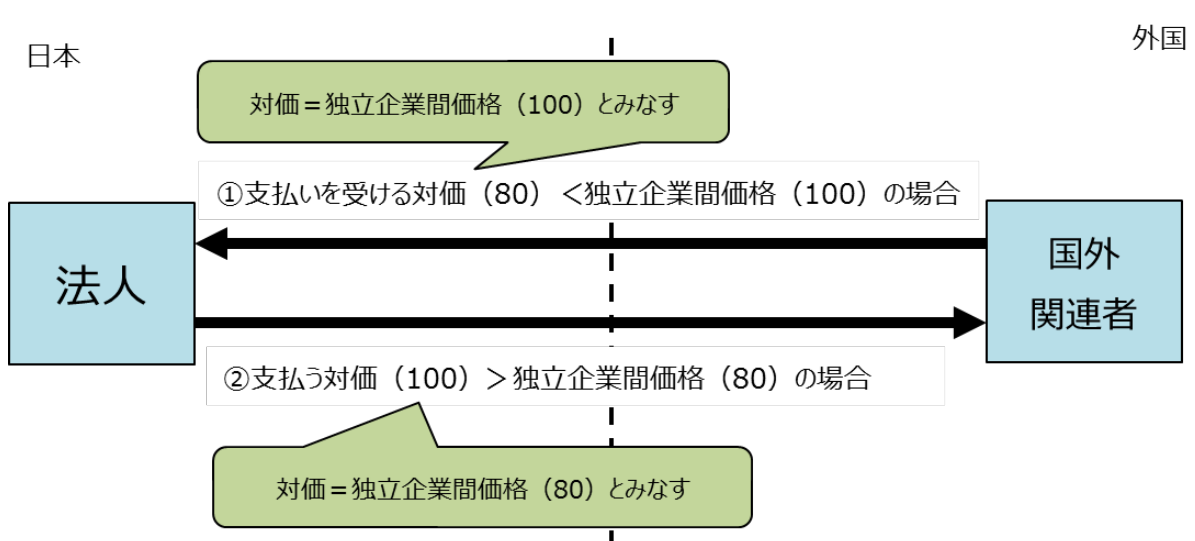
※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 グループ間取引による所得移転



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 移転価格税制の基本的な仕組み



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 「最終報告書」の勧告が示された項目

①	電子経済の課税上の課題への対応	⑧～⑩(※)	移転価格税制と価値創造の一致
②	ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化	⑪	BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立
③	外国子会社合算税制の強化	⑫	タックス・プランニングの義務的開示
④	利子控除制限	⑬	多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化）
⑤	有害税制への対抗	⑭	より効果的な紛争解決メカニズムの構築
⑥	条約濫用の防止	⑮	多国間協定の開発
⑦	人為的な PE 認定回避		

(※) 上記勧告は「BEPS 行動計画」(2013年7月)の15項目の行動計画ごとに作成されており、行動計画8～10はいずれも移転価格税制と価値創造の一致に関するもの(行動計画8:無形資産、行動計画9:リスクと資本、行動計画10:その他の租税回避の可能性が高い取引)であり、まとめて表記されている。

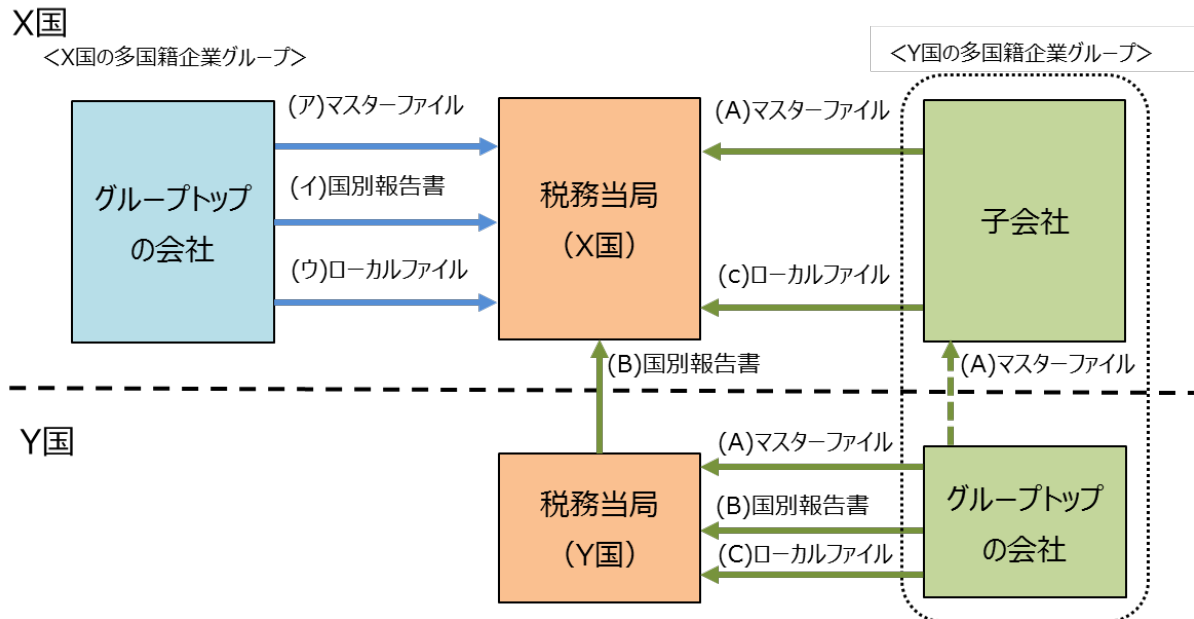
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 移転価格文書化で求められる文書

	マスターファイル	国別報告書	ローカルファイル
作成主体	親会社が作成	親会社が作成	親・子会社が各々作成
主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇グループの組織図</li> <li>◇事業概要</li> <li>◇保有する無形資産の情報</li> <li>◇グループ内金融活動に関する情報</li> <li>◇グループ全体の財務状況と納税状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総収入・所得・税額・資金等の財務情報</li> <li>・従業員数</li> <li>・有形資産額</li> <li>・主要事業 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇組織図</li> <li>◇経営戦略</li> <li>◇主要な競合他社</li> <li>◇主要な関連者間取引と取引背景</li> <li>◇移転価格算定根拠</li> <li>◇財務情報 等</li> </ul>

(出所) 第24回税制調査会(2015年10月23日)資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 文書の入手方法（国別報告書については原則的扱い）



(※) ローカルファイルは当局の求めに応じて提出される。また、外国の多国籍企業グループの国別報告書の例外的入手方法について、引用元レポートの3.(4)(イ)参照。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 最終親会社等届出事項

届出事項	最終親会社等（※1）に関する以下の事項 ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地（※2）、③法人番号、④代表者の氏名
提供期限	最終親会社等の会計年度終了の日まで

(※1) 代理親会社等がある場合は代理親会社等を含む。

(※2) 最終親会社等の居住地国が外国である場合は、本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 事業概況報告事項

報告事項	<p>①構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、並びに当該構成会社等との関係を系統的に示した図</p> <p>②構成会社等の事業等の概況として次に掲げる事項</p> <p>イ 構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉</p> <p>ロ 特定多国籍企業グループの主要な5種類の商品・製品・サービスのサプライ・チェーン（※1）の概要、及び当該商品・製品・サービスの地理的な市場の概要</p> <p>ハ 当該特定多国籍企業グループの商品・製品・サービスの収益の5%超を占める商品・製品・サービスのサプライ・チェーンの概要、及び当該商品・製品・サービスの地理的な市場の概要（ロに掲げる事項を除く。）</p> <p>ニ 構成会社等の間で行われる役務の提供（研究開発に係るものを除く）に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要（※2）</p>
------	--



	<p>ホ 構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク（※3）、使用する重要な資産、その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要</p> <p>ヘ 構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要</p> <p>③無形固定資産その他の無形資産に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要</p> <p>ロ 研究開発の用に供する主要な施設の所在地</p> <p>ハ 研究開発を管理する場所の所在地</p> <p>④構成会社等の間で行われる取引において使用される、重要な無形資産の一覧表、及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表</p> <p>⑤構成会社等の間は無形資産に関する重要な取決めの一覧表（※4）</p> <p>⑥構成会社等の間は研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要</p> <p>⑦構成会社等の間で行われた重要な無形資産（※5）の移転に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 関係する当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 移転に係る無形資産の内容及び対価の額</p> <p>ハ その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要</p> <p>⑧構成会社等の資金の調達方法の概要（※6）</p> <p>⑨構成会社等のうち、当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称、及び本店又は主たる事務所の所在地（※7）</p> <p>⑩構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要</p> <p>⑪特定多国籍企業グループの連結財務諸表（※8）に記載された損益及び財産の状況</p> <p>⑫当該構成会社等の間は所得の配分に関する事項（※9）につき、一つの構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合、当該確認の概要</p> <p>⑬前各号に掲げる事項について参考となるべき事項</p>
提供期限	最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から1年以内
使用言語	日本語又は英語（※10）

（※1）消費者に至るまでの一連の流通プロセス。

（※2）当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含む。

（※3）為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ。

（※4）特定多国籍企業グループの構成会社等の間は無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表を含む。

（※5）当該無形資産の持分を含む。

（※6）構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含む。

（※7）当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含む。

（※8）連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類。

（※9）居住地国を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法など。

（※10）英語で提供された場合には、必要に応じ日本語による翻訳文の提出を求めるとされている。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

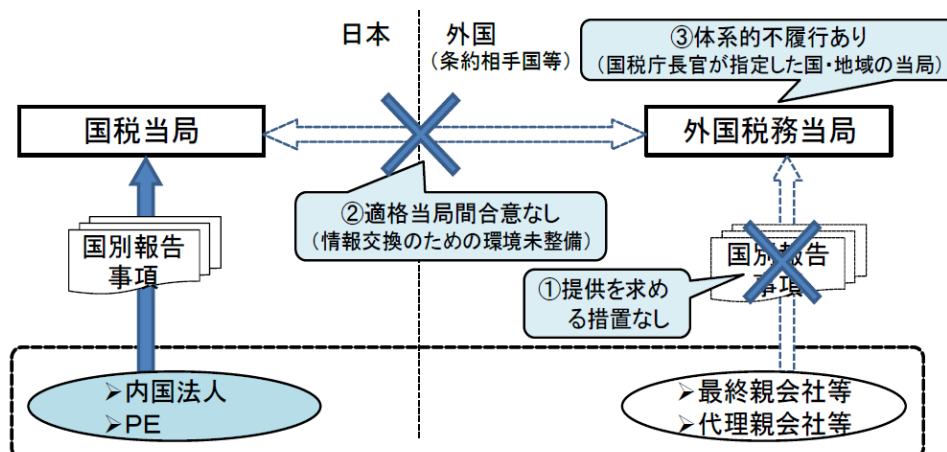
図表 8 国別報告事項

報告事項	<p>特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの以下の事項</p> <p>①収入金額、税引前当期利益の額、納付税額、発生税額、資本金の額又は出資金の額、利益剰余金の額、従業員の数及び有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額</p> <p>②構成会社等の名称、構成会社等の居住地域と本店所在地国が異なる場合のその本店所在地国（※）の名称及び構成会社等の主たる事業の内容</p> <p>③上記事項について参考となるべき事項</p>
提供期限	最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から1年以内
使用言語	英語

（※）本店所在地国と設立された国又は地域が異なる場合には、設立された国又は地域。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 子会社方式が認められる場合



（出所）「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」（国税庁）

図表 10 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の作成・保存

作成書類 (※1)	<p>①国外関連取引の内容として、以下を記載した書類</p> <p>イ 国外関連取引の資産の明細及び役務の内容</p> <p>ロ 国外関連取引を行った法人及び国外関連者が果たす機能、及び負担するリスク (※2) に係る事項 (※3)</p> <p>ハ 国外関連取引を行った法人又は国外関連者が国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容</p> <p>ニ 国外関連取引に係る契約書又は契約の内容</p> <p>ホ 国外関連取引の対価 (※4) の明細、対価の設定方法及び設定の交渉内容、対価に係る独立企業間価格の算定方法、及び国外関連取引 (※5) に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合 (※6) にお</p>
-----------	---

	<p><u>る当該確認の内容</u></p> <p>ヘ 国外関連取引を行った法人及び国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細、<u>並びに当該損益の額の計算の過程</u></p> <p>ト 国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引に係る市場に関する分析 <u>(※7)</u> その他当該市場に関する事項</p> <p>チ 国外関連取引を行った法人及び国外関連者の<u>事業の内容、事業の方針及び組織の系統</u></p> <p>リ 国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無、<u>及びその取引の内容、並びにその取引が国外関連取引と密接に関連する事情</u></p> <p>②独立企業間価格を算定するための以下の書類</p> <p>イ 国外関連取引を行った法人が選定した独立企業間価格の算定の方法、<u>その選定に係る重要な前提条件及びその選定の理由を記載した書類、その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類</u></p> <p>ロ 国外関連取引を行った法人が採用した、国外関連取引に係る比較対象取引の選定に係る事項及び比較対象取引等の明細 <u>(※8)</u> を記載した書類</p> <p>ハ 利益分割法等を選定した場合における、これらの方法により国外関連取引を行った法人及び国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類</p> <p>ニ 複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合の、その理由及び各取引の内容を記載した書類</p> <p>ホ 比較対象取引等について差異調整を行った場合の、その理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類</p>
免除取引	<p>以下のいずれも満たす場合には、当該国外関連者との国外関連取引について、同時文書化義務を免除 (※9)</p> <p>①国外関連者との間の前事業年度の取引金額 (※10) が、50 億円未満</p> <p>②国外関連者との間の前事業年度の無形資産取引金額 (※10) が、3 億円未満</p>
使用言語	指定なし (※11)

(※1) 下線部が平成 28 年度改正で追加された事項。

(※2) 為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ。

(※3) 当該法人又は当該国外関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更）により、当該国外関連取引において、当該法人若しくは当該国外関連者が果たす機能、負担するリスクに変更があった場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。

(※4) 国外関連取引を行った法人が、国外関連者から支払いを受ける対価、又は国外関連者に支払う対価。

(※5) 当該国外関連取引と密接に関連する他の取引を含む。

(※6) 当該法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。

(※7) 当該市場の特性が、当該国外関連取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。

(※8) 当該比較対象取引等の財務情報を含む。

(※9) 同時文書化義務（「確定申告書提出期限までの」書類の作成等）が免除された取引であっても、税務調査時に書類の提示又は提出が求められることがある（後述参照）。

(※10) 支払いを受ける対価と支払う対価の合計。

(※11) 日本語以外で記載されている場合は、必要に応じ日本語による翻訳文の提出を求める場合があることとされている。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

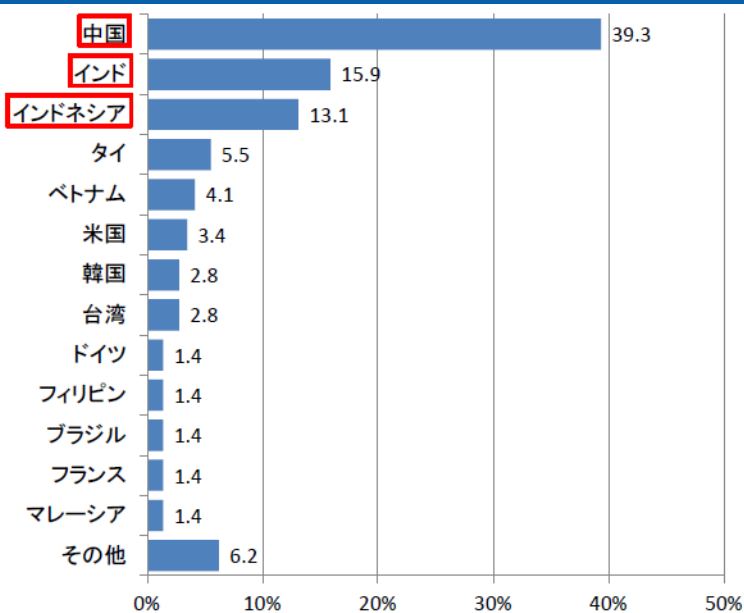
図表 11 ローカルファイル等の提出

文書の種類（※）		提出期限
同時文書化の対象取引	①独立企業間価格算定に必要と認められる書類	45 日以内の国税庁等の職員が指定する日
	②独立企業間価格算定に重要と認められる、以下を記載した書類 イ ①の基礎事項 ロ ①の関連事項	60 日以内の国税庁等の職員が指定する日
同時文書化が免除される取引	③独立企業間価格算定に重要と認められる、以下を記載した書類 イ ①に相当する事項 ロ イの基礎事項 ハ イの関連事項	60 日以内の国税庁等の職員が指定する日

（※）上記文書のうち、同時文書化義務（「確定申告書提出期限までの」書類の作成等）の対象となるのは①のみ。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 課税事案が生じた国（過去 6 年以内）



（出所）税理士法人トーマツ「BEPS を踏まえた移転価格文書化対応及び海外子会社管理の在り方について 別紙 7」（平成 26 年度経済産業省委託調査報告書）

## ◇レポート要約集

## 【6日】

## 移転価格税制に関する文書化制度の改正

## ～提供情報の各国間共有により、新興国から課税されるリスクが増大～

近年、経済のグローバル化に伴うビジネスモデルの構造変化に各国の税制が追い付いておらず、欧米の一部の多国籍企業が各国の税制の隙間を利用して課税逃れを行う問題が生じている。OECDとG20がこの問題に対処するプロジェクトに取り組み、2015年10月に15項目にわたる勧告を行った。

その中で、移転価格税制に関する文書提出制度を見直し、多国籍企業情報の報告制度の整備に関する勧告を行った。これは、多国籍企業グループが税務当局に提出する文書として、グループの全体像を記載する「マスターファイル」、国ごとの収入や納税額を記載する「国別報告書」、移転価格税制で問題となる個々のグループ間取引について記載する「ローカルファイル」を整備するよう、各国に勧告するものである。これらの文書提出制度が整備されれば、各国税務当局は多国籍企業グループについて、これまで入手できなかった情報を入手できるようになる。

上記勧告を受け、我が国では平成28年度の租税特別措置法の改正により、上記3種類の文書提出（移転価格文書化）制度を整備した。「マスターファイル」および「国別報告書」については、総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループが税務当局に提供することが求められる（適用は平成28年4月1日以後に開始する事業年度から）。「ローカルファイル」については、グループ間取引を行った法人に対して、確定申告期限までに作成することや、税務当局から求められた場合に一定期限内に提出することが求められる（適用は平成29年4月1日以後に開始する事業年度から）。

OECDおよびG20のプロジェクトには有力な新興国も参加しており、これらの国でも同様な文書提出制度が整備されることが期待される。しかし、近年、日本の企業グループが中国・インド・インドネシアなどの新興国から不適切な課税を受ける事案が多発しており、これらの税務当局に提出される日本の企業グループの情報が拡充された場合、不適切な課税がなされる懸念が増大することとなる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160706\\_011046.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160706_011046.html)

## 【7日】

## フェア・ディスクロージャー・ルール

2016年4月18日、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」は、報告を取りまとめ、公表した。内容は多岐にわたるが、その中に「フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施」が盛り込まれている。

フェア・ディスクロージャー・ルールとは、投資判断に重要な影響を与えるような情報（例えば、業績予想の大幅な修正など）で未公表のものを、特定の第三者（例えば、大株主、アナリストなど）にのみ提供することを、原則、禁止するルールである。仮に、特定の第三者に提供するのであれば、その情報が他の不特定多数の投資者にも同時に提供されるように必要な対応を行わなければならない。

フェア・ディスクロージャー・ルールは、米国やEUなどで既に導入されている。もっとも、米国ではインサイダー取引規制の補完としての性格が強いのに対して、EUでは適時開示義務との関連性が強い、といった違いが指摘できる。

フェア・ディスクロージャー・ルールは、全ての投資者への公平・公正な情報提供を確保するという肯定的な評価がある。その一方で、発行会社による情報提供や、株主との「建設的な対話」を萎縮させるとの懸念も表明されている。今後、両者のバランスに配慮しながら、導入に向けた検討が進められるものと予想される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160707\\_011054.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160707_011054.html)



## 【11日】

### 法律・制度 Monthly Review 2016.6

#### ～法律・制度の新しい動き～

6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、消費税率10%への引き上げの延期が表明されたこと(1日)、「日本再興戦略2016」が閣議決定されたこと(2日)、英国のEU離脱を問う国民投票で離脱派が勝利したこと(23～24日)などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160711\\_011060.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160711_011060.html)

## 【15日】

### 新たな株式報酬(譲渡制限付株式)の導入等

#### ～業績連動報酬の連動対象指標にROE・ROA等が含まれることの明確化も～

2015年6月から適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードは、経営陣にインセンティブを与えるため、報酬として自社株を付与する方法を提言している。これを踏まえ、経済産業省の研究会は、近年欧米で普及している、一定期間の譲渡制限が付された株式を経営陣に付与する形式の株式報酬(リストラクテッド・ストック。譲渡制限付株式)を導入するための手続きを明確化した。

平成28年度税制改正では、譲渡制限付株式の税制上の扱いに関する規定が整備された(適用は平成28年4月1日から)。譲渡制限付株式は、交付時点ではなく、譲渡制限が解除された時点で、交付された役員に収入が発生し、交付した会社には損金算入が認められることとなる。

同改正では、会社に損金算入が認められる役員給与である「利益連動給与」について、連動対象となる指標にROEやROA等が含まれることも明確化された。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160715\\_011077.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160715_011077.html)

## 【27日】

### 相続法(民法)改正—中間試案の骨子

法務省において、相続法制(民法の一部)の見直しに向けた審議が行われている。

2016年6月21日には、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」(以下、中間試案)が取りまとめられた。そして、7月12日には、広く意見を求めるため、中間試案に関する意見募集が開始された。

ここでは、中間試案の内容を紹介する。

「配偶者の居住権を保護するための方策」「遺産分割に関する見直し」「遺言制度に関する見直し」「遺留分制度に関する見直し」「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」に関する提案が掲げられている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160727\\_011110.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160727_011110.html)

## ◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (8月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.17— 再度の消費税増税先送りが 他制度に与える影響	小林 章子

## ◇7月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
7月5日 掲載	コラム：フェア・ディスクロージャー・ルールをご存じだ うか？ <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20160705_011036.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20160705_011036.html</a>	横山 淳